

# 平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：大臣官房市民活動促進課

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：1. 市民活動促進

政策名	市民活動の促進
基本目標	特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図る。
評価方式	実績評価方式

## 1 政策概要及び評価結果総論

### (1) 政策の背景・必要性

公共サービスの提供主体として、従来の行政機関だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野で参加する、いわゆる「新しい公共」の考え方がこれからの重要な政策課題の一つとして注目されている。この「新しい公共」の担い手の一つが特定非営利活動法人である。同法人は、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、簡易な手続で法人格を付与すること等を目的として、平成 10 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）に基づく法人であり、これまでに 4 万法人を超える数となり、その活動も福祉・医療、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野に広がってきた。同法人は、「新しい公共」の担い手の一つとして、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されており、法の適切な施行等を通じた市民活動の促進の必要性が高まっている。

### (2) 根拠法令等

◆特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

### (3) 評価対象施策

①市民活動の促進

### (4) 評価結果総論

○施策評価結果一覧

S	A	B	C	未集計等
0	1 ①	0	0	0

### ○総合的評価

特定非営利活動法人は、全国で約 4 万法人、内閣府所轄で約 3 千法人を超えてきており、社会における認知が着実に高まってきている。また、数だけでなく、質の向上の観点から、法人の活動に関する情報を広く市民の目に晒すことが必要である。この点については、NPO ホームページにおいて、各法人の事業内容についての広範な情報提供を行うことを通して、所轄庁としての適切な認証・監督業務の遂行につなげているなど、当初の目標を達成してきた。

このような状況がベースとなって、NPO と行政との連携・協働を推進するためのアンケートでも、当初の目標以上に肯定的な評価が得られた。

### (5) 政策全体の課題と今後の取組方針

内閣府は特定非営利活動法人の認証・監督を行う所轄庁の一つであるとともに、法の所管庁として、法の適切な執行を行うことが求められる。今後も法人数の増加が予想される中で、必要な体制の整備を図り、引き続き認証・監督業務が適切に行われる必要がある。

IT 利用による情報提供に関しては、これまでに整備したシステムに基づいて、引き続き行われ、特定非営利活動法人制度の健全性が維持される必要がある。今後は NPO ホームページの

アクセス件数を減少させないよう、ホームページの利便性等を考慮し、必要に応じシステム改修を行うなど、情報提供の円滑化に努めることとする。

今後については、財政基盤に不安を抱えている法人も多く、活動の継続性を確保するために、今まで以上に寄附を集めやすくする等の要望が高まってきていることから、法人を巡る税制のあり方について、税制調査会市民公益税制PTにおいて「中間報告書」が取りまとめられたところ。今後は、この内容の平成23年度税制改正における実現に向けて、法の所管庁の立場から総務省・財務省等と共に検討を進めていく。

## 2 各施策の概要及び評価結果

### (1) 市民活動の促進〔大臣官房市民活動促進課〕

#### ア 施策の概要

特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図るため、必要な体制整備、情報発信等を行う。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	290	295	268

(単位：百万円)

#### イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証までの期間	目標値	4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	
	実績値	4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	達成できた (A)
NPO ホームページへのアクセス数の増加 (平成 20 年度実績以上)	目標値	—	—	平成 20 年度 月平均 43,000 件	
	実績値	—	—	45,303 件	達成できた (A)
特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合 (70%以上)	目標値	—	70%以上	70%以上	
	実績値	—	93%	95%	目標以上の成果を達成できた (S)

#### ウ 目標の達成状況の分析

##### <有効性>

特定非営利活動促進法に基づいて設立申請受理から4ヶ月以内に認証・不認証を行うなど、法の規定に基づく運用を通じて制度全般の信頼性を維持してきた。また、法施行後、約4万法人にまで法人数が増加したという事実からも分かるように、自由な社会貢献活動を行う非営利活動団体の確実・迅速な法人化によって、着実に市民活動を促進することができた。

NPO ホームページの運用においては、法人の事業報告書等について、新規・更新情報を速やかに掲載していることで、月平均45,303件と前年を上回るアクセス数を得ており、そのことが特定非営利活動法人に関する広範な情報提供に有効に働いていると考えられる。

また、このような法人数の増加と、市民の関心の高まりを背景として、NPO と行政との連携・協働の推進を図ることとしており、具体的には、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」を実施しているところ。この中から優良事例を「官民パートナーシップ確立

のための支援事業優良事例」としてNPO ホームページにて紹介を行い、目標以上の95%の肯定的な評価が得られた。これは、NPO と行政の連携・協働について、多くの人々が関心を持っており、これらの事例を参考として新たな取組を行おうとしている意欲の表れと考えている。

### <効率性>

特定非営利活動法人の認証・監督のための事業報告書等の検査作業及びNPO ホームページ掲載のための事業報告書等の電子化作業等については、引き続き、一般競争を行い、業務の効率的な実施を図った。

また、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の採択にあたっては、事業内容に基づき請負額の精査を行い、経費削減に努めた。なお、当該事業に関しては、当初、事業成果に関するフォーラムを開催し、その際にアンケートによる評価の実施を考えていたが、効率的な実施や広範な情報発信という観点から、内閣府ホームページにおける紹介とし、NPO と行政との協働の相手方となりえ、本事業の成果の活用が期待される都道府県に対するアンケート調査の実施に切り換えた。

## エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
	予算要求	
—	予算要求	現行予算を継続 <平成23年度概算要求 145百万円> (平成22年度予算 190百万円)
特定非営利活動法人制度の信頼性確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実に実行する。	予算要求	現行予算を継続
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
NPO ホームページの維持・管理の効率化を図る。	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	現行サーバー等の入替に伴い、機器賃貸借及び業務運用支援について、効率化を図る。
「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の見直しを行う。	予算要求	予算の縮小・廃止を検討。
	事務の改善等	NPO と行政の連携・協働について、所期の目的を達成したと考えられることから、平成21年度限りとする。

## オ 有識者の意見等

- ・平成21年度官民パートナーシップ確立のための支援事業 事業評価審査会（平成22年4月14日開催） 審査委員のご発言

「市町村の中で次第に官民協働事業が進んできて、お金をつける自治体が多くなってきて、官民協働事業をそれぞれの市町村で、あるいは都道府県で進めているところは少なくなってきたらと思うので、この事業はある意味では戦略的な役割を果たすことができたのかなと思いました」。

「国の官民パートナーシップの支援事業というのが1つの後押しとなって、協働が進められた事例も幾つか見られるわけです。しかも、いい意味での外圧、国のこういう施策があるので、それを活用して、地域でこれとこれをやりましょうということをするのか、地域で協働をやりたいという人たちが、協働にちょっと及び腰になっている人たちの背中を押すためのいいツールになっていた部分がある。そこにおける国の役割というのがあるんだと思っています。今後、お金がつかないという形で展開することにはなるとは思うんですけども、やはり新しい公共を標榜する、この案件の中で、パートナーシップ推進において、国がどういう役割をするのかに関しては、きちっと戦略的な判断をした上での事業展開をするべき必要があって、この部分から手を引いてしまうと、国は関係なく地域で勝手にやっってくださいというのではなくて、お金がつかない云々は別にして、地域の本当に郷土に取り組みたいと思う人たちがいい意味で利用できるような方向性なり、施策なり、国づくりということを国は考える必要がある。」

(参考1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
第173回国会鳩山総理大臣所信表明演説	平成21年10月26日	私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念です。「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。(中略) 政治ができることは、市民の皆さんやNPOが活発な活動始めたときに、(中略)、市民やNPOの活動を側面から支援していくことこそが、21世紀の政治の役割だと私は考えています。
第174回国会鳩山総理大臣施政方針演説	平成22年1月29日	今、市民やNPOが、教育や子育て、街づくり、介護や福祉など身近な課題を解決するために活躍しています。(中略) こうした人々の力を、私たちは「新しい公共」と呼び、この力を支援することによって、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生するとともに、肥大化した「官」をスリムにすることにつなげていきたいと考えます。(中略) こうした活動を担う組織のあり方や活動を支援するための寄付税制の拡充を含め、これまで「官」が独占してきた領域を「公(おおよけ)」に開き、「新しい公共」の担い手を拡大する社会制度のあり方について、5月を目途に具体的な提案をまとめてまいります。

(参考2) 文献及びデータ等

なし

(参考3) 測定指標の設定の考え方

測定指標		設定の考え方
(1)	特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証までの期間	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。
	NPOホームページへのアクセス数の増加(平成20年度実績以上)	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
	特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。